

公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長の任期に関する規程

令和5年3月30日

沖芸大規程第140号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学定款第12条第1項の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学の学長となる理事長（以下「理事長」という。）の任期に関し必要な事項を定める。

(理事長の任期)

第2条 理事長の任期は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の始期が4月1日でない者に係る任期は、当該任期の始期から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

3 理事長は、再任されることができるとし、その任期は2年、2回を限りとする。

(雑則)

第3条 この規程を改正するときは、公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長選考会議の議を経なければならない。

附 則 (令和5年3月30日理事長決定)

この規程は、令和5年3月30日から施行する。